

青葉台地区外污水管渠改築工事

特 記 仕 様 書

(当 初 ~~・変~~~~・更~~)

上下水道部 下水道建設課

第 1 章 総 則

第 1 条（適 用）

この特記仕様書は、市原市が発注する青葉台地区外污水管渠改築工事の施工に適用する。

- 2 本工事は、「千葉県土木工事共通仕様書」及び「千葉県土木工事書類作成マニュアル」並びに設計図書、関係法令に従い施工する。また、「市原市建設工事適正化指導要綱」にもとづき、工事の適正な施工体制を確保すること。なお、「千葉県土木工事共通仕様書」については県を市に読み替えるものとする。

第 2 条（現場代理人・主任技術者（監理技術者）の選定 及び 常駐を要しない期間）

受注者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）の選定にあたっては下水道工事（公共事業）に関し、経験と実績のある技術者を優先して選定するものとする。

- 2 現場施行に着手するまでの期間
請負契約の締結後、工事施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
- 3 検査終了後の期間
工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任及び現場代理人の常駐を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「工事完成認定書」等における日付）とする。

第 3 条（兼務を認める対象工事）

本工事は、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」に基づき、建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が他の市発注工事との管理を行う場合は、現場代理人の兼務ができる。

なお、現場代理人が当該工事現場に不在となる場合においても、現場代理人と監督職員の間で常に連絡がとれる体制を確保すること。

第 4 条（施工計画）

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての「施工計画書」を正副2部作成し監督職員に提出する。

その場合、受注者は下記事項について記載するものとする。また、監督職員がその他の項目について、補足を求めた場合は追記する。

なお、施工計画書を変更する場合も同様とする。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 工事概要 | 工事件名・内容・工期・受注者の基本姿勢等 |
| (2) 実施工程表 | 現場内容に応じた方式(PERT又はバーチャート方式) |
| (3) 現場組織 | 職務分担・特殊技能者・下請負業者等 |
| (4) 使用機械 | 使用機械のメーカー・型式・能力(クレーン吊能力表等検討資料添付) |
| (5) 主要資材 | 主要材料の搬入・検査及び資材のメーカー・販売店等 |
| (6) 施工方法 | 主たる工種の施工方法及び仮設計画等
(主要機械・仮設備計画・工事用地等を含む) |
| (7) 施工管理計画 | 品質管理・工程管理・出来形管理 |
| (8) 緊急連絡体制・対応 | 下請負及び夜間の連絡体制を含めて |
| (9) 安全管理 | 安全管理体制・交通安全対策・地下埋設物・沿道構造物・
安全訓練等の計画・気象条件に関すること・その他について |
| (10) 交通管理 | 規制方法及び迂回路図等 |
| (11) 環境対策 | 騒音・振動対策・苦情処理等地元対策 |
| (12) 現場作業環境整備 | 現場事務所・トイレ等 |
| (13) 再生資源利用促進 | 現場内での再利用計画・工事間での再利用・再生資源施設へ
の搬入計画・再生資材の積極的利用
再生資源利用(促進)計画書を添付 |
| (14) その他 | |

※更生工法は、採用する工法により施工方法が異なる。したがって、施工にあたっては工法ごとに定められた施工手順・管理手順・管理項目・管理値があることから、施工計画書にはこれらにおける必要事項と施工前・施工時及び竣工時の品質管理として必要な試験項目・内容・実施予定日や管理基準、更生材の硬化に必要な養生時間と温度管理に関する計画等の品質管理計画を記載する。

また、現場条件によって、通常の方法がとれない場合等を考慮し、現場条件に合わせた計画の立案をすること。

第 5 条 (施工管理)

本工事の施工管理については、「千葉県土木工事共通仕様書」及び「千葉県土木施工管理基準」によるものとする。 なお、詳細については、次のとおりとする。

1.出来形管理

- (1) 本工事の出来形管理基準及び規格値は、「千葉県土木施工管理基準」によるものとする。

その他、下記についても提出すること。(監督職員の必要とするもの)

ア) 管底高の管理図表

※ 交通整理員日報 については、原本の提示もしくは写しを提出すること。

- (2) 本工事の写真管理は、「千葉県土木施工管理基準」の土木工事写真管理基準によるものとする。

その他、撮影方法は「土木工事写真の手引き」(全建)等を参考に、施工状況・出来形寸法・品質管理状況等が明確に確認できるよう撮影すること。

2.工期及び工程管理

- (1) 本工事の工期には雨天、休日(土曜・日曜・祝日・年末年始・夏季休暇)等を含むものとする。
- (2) 受注者は、本工事の全体工程を把握し、工期に遅れることなく工事を完了させること。
- (3) 受注者は工事受注金500万円以上の工事について、履行報告を毎月月末締めとし提出すること。なお、履行報告書の様式は、様式第4号の他に、「月別工事予定表・進捗

状況表、出来高表、工程表(実施及び計画)」を添付すること。

なお、工程に遅れが生じた場合は、改善方法を検討し、改善方法を反映させた以後の工程計画を監督職員に提出し、承認を得るものとする。

3.品質管理

本工事は「千葉県土木施工管理基準」に定める試験項目、試験方法及び規格値により管理するものとし、試験区分で「必須」となっている試験項目は必ず実施すること。

なお、下記の表に定める試験についても実施すること。

試験項目	試験方法	試験頻度	規格値
現場密度(路体)	JIS-A-1214	3点/200m(マンホール付近)	締固め度90.0%以上
CBR試験	JIS-A-1211	1地点(資料採取箇所は協議による)	6%以上
土の粒度試験	JIS-A-1204	3点/現場発生土(資料採取箇所は協議による)	最大粒径40mm以下 75 μ mふるい通過重量百分率25%以下

その他、下水道用資器材製造認定工場制度の自主検査・検査証明及び検査成績書(発注分のみ認定工場に分割複写を請求する。)を作成後速やかに監督職員に提出する。

第 6 条 (安全管理)

1.安全管理

交通安全対策については、警察及び道路管理者の許可条件を厳守すること。

また、夜間における照明施設・休日・作業休止日における安全柵、歩行者の通路の確保等には万全な対策を講じるとともに、適時パトロールを実施すること。

2.安全訓練等

工事着手後、作業員全員の参加による安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に添付すること。

なお、安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示すること。

3.気象条件に関すること

次の内容を含めた安全対策の具体的な内容を施工計画書に明記すること。

- 1) 現場特性の事前把握
- 2) 中止・再開基準の設定
- 3) 迅速に退避するための対応
- 4) 日々の安全管理の徹底
- 5) 現場の点検方法、対応方法及び体制
- 6) その他

なお、中止基準については、以下を標準とし、更に現場特性に応じた基準を設定すること。

- ・当該工事等箇所または上流部に洪水または大雨の注意報・警報が発表された場合
- ・当該工事等箇所または上流部に降雨や雷が発生している場合(雨水工事)
- ・労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に該当する場合

4.地震や台風時等の状況報告に関すること

市原市において、次の場合は速やかに現場点検を実施し、現場に問題等あった場合は書面にて市へ報告すること。

- 1) 震度4以上の地震が発生した場合
- 2) 台風の予想進路内に入った場合

- 3) 強風注意報が発令された場合
- 4) 大雨注意報が発令された場合

5.既存マンホール等に関すること

受注者は、下水道のマンホール・管渠等における作業を行う場合は、酸素欠乏症等防止規則に基づき、事故防止に必要な措置を講じるとともに酸素及び硫化水素の濃度を測定し、以下の項目について、記録・保持し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示すること。

- 1) 測定日時
- 2) 測定方法
- 3) 測定箇所
- 4) 測定条件
- 5) 測定結果
- 6) 測定者の氏名
- 7) 防止措置の概要(測定結果に基づいて酸素欠乏症等の防止措置を講じた場合)

第 7 条 (環境対策)

- (1) 施工機械については、近隣住民の生活環境への影響を配慮して、低騒音、低振動建設機械に認定されたものを使用する。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- (2) 不法・違法無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック・ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

第 8 条 (工事内容等を示す標識の設置について)

受注者は工事現場に広報板、迂回指導板等、別に定めのあるもの他(道路工事現場における表示施設等の設置基準)、工事件名、工事場所、担当部課名、受注者の住所及び氏名・連絡先等を記載した表示板を一般通行人の見やすい場所に設置する。

第 9 条 (地元説明資料の作成及び説明)

受注者は、地元説明資料の作成について監督職員と協力し、資料を作成するものとする。また、工事着手前及び工事中、必要に応じ工事内容を現場周辺住民や地権者に周知し、協力を求めるために必要な措置を講じなければならない。

第 10 条 (作業区分)

本工事の作業区分は下表のとおりとする。

作 業 区 分	施 工 区 間
昼間工事(9:00～17:00)	全ての路線

※ただし、上記区分の変更が生じる場合は、監督職員の承認を得るものとする。

第 11 条 (工事支障物件)

本工事において、下記物件を移設予定であるので工事施工にあたっては、関係企業と工程の調整・移設位置の確認等について十分な協議を行なう。

企 業 名	移設完了予定日	移 設 物 件

第 12 条（ 竣工図の提出 ）

工事完了後、現地を実測し、竣工図(A-1版)を作成・製本して1部提出する。

第 13 条（ 建設副産物及び再生資源利用(促進)計画 ）

1.共通事項

- (1) 建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準(千葉県)に従うこと。
- (2) 「千葉県建設副産物対策の手引き(令和3年3月策定)」及び関係法令等に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム－COBRIS－」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。
また、工事完成後速やかに上記計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部ずつ提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。
上記は、受注金額1,000千円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・排出の量の大小及び有無にかかわらず作成する。
- (3) 受注者は法令等に基づき、作成した「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
- (4) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、別紙の「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- (5) 建設廃棄物の処理を委託する場合は、運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。
- (6) 建設副産物の処理完了後速やかに、別紙の「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等(受入伝票、写真等)を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。
- (7) 建設廃棄物の処理にあたって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のD票及びE 票の写しを提出すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、廃棄物処理法に基づき指定された団体が発行する、当該工事の電子マニフェスト情報を収録した磁気媒体の提出または、建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷したもの(受渡確認伝票)を提出すること。

2.建設発生土

(1) 指定処分(A) (工事間流用)の場合

—本工事で発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア)搬出先(相手先工事名・場所) 工事 市原市 地先
イ)土質及び処分量 第 一 種 建設発生土 m³
ウ)搬出時期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

(2) 指定処分(A) (その他)の場合

—建設発生土(m³)は、片道運搬距離 kmの 地内の
内の指定場所に搬出するものとする。

(3) 指定処分(B)の場合

—建設発生土(m³)は、片道運搬距離 kmに搬出するものとする。

※指定処分(A)において、100m³以上の建設発生土を県又は他市町村等に搬出する場合、受注者は別紙-1様式に必要事項を記載し、監督職員に提出すること。

3.路盤廃材

本工事により発生する路盤廃材(21m³)は、袖ヶ浦市南袖地内、片道運搬距離12.1kmの袖ヶ浦アスコン(株)、または、その他の再生資源化施設に運搬し、処理すること。

4.建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスコン塊(3m³)は、袖ヶ浦市南袖地内、片道運搬距離12.1kmの袖ヶ浦アスコン(株)または、その他の再生資源化施設(再生AS供給施設)に運搬し、処理すること。
- 2) コンクリート塊(1.4m³)は、千葉市中央区村田町地内、片道運搬距離11.5kmの大林道路(株)または、その他の再生資源化施設に運搬し、処理すること。
- 3) 建設発生木材(t)は、 地内、片道運搬距離 kmの
または、その他の中間処理施設に運搬し、処理すること。
- 4) 建設汚泥(m³)は、 地内、片道運搬距離 kmの、
または、その他の中間処理施設に運搬し、処理すること。
- 5) 舗装版切断時の汚泥及び廃アルカリの混合物(274kg)は八千代市上高野地内、片道運搬距離37.7kmの(株)TOAシブル又は、その他の中間処理施設に運搬し処理すること。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し監督職員に報告するものとする。工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 14 条 (建設業退職金共済制度に係る掛け金収納の確認)

上記制度の履行確保を図るため、契約ごとに共済組合掛金の収納実績の確認を行なう。

(1) 掛け金収納の確認方法

1件500万円以上の工事請負契約を締結した受注者は、勤労者退職金共済機構の掛金収納書を添付した建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入状況報告書(以下「報告書」という。)を工事契約締結後1ヶ月以内(電子申請方式の場合は、工事契約締結後40日以内)に提出すること。

報告書を期限内に提出できない旨の申し出があった場合は、その理由及び共済証紙(退職金ポイント)の購入予定時期等を記載した建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入遅延報告書を提出すること。

また、請負契約額の増額変更があった場合は、建設業退職金共済証紙(退職金ポイン

ト)追加購入状況報告書を工事完成までに提出すること。

なお、証紙(退職金ポイント)購入状況を把握するため必要があると認められたときは、関係資料を提出すること。

(2) 下請業者への現物交付等

受注者は、工事の一部を下請業者に施行させる場合には、下請代金に応じた共済証紙の現物交付若しくは退職金ポイントを充当すること、または掛金相当額の下請代金への算入をを行うとともに下請け業者の共済組合への加入並びに共済証紙の購入及び貼付若しくは退職金ポイントの充当の促進を努めるよう下請業者を指導すること。

(3) 証紙の購入額

受注者は、建設現場ごとの建設業退職金共済制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な共済証紙枚数または退職金ポイント数を購入すること。

ただし、必要な共済証紙(退職金ポイント)の把握が困難な場合は、「掛金納付の考え方について」を参照し、工事種別等により選択した値を報告書の計算式に記入し購入額を算定すること。

なお、工事の一部を下請業者に施工させる場合には、受注者と下請業者の証紙(退職金ポイント)購入額を合算するものとする。

(4) 証紙(退職金ポイント)の購入

受注者は、500万円未満の工事についても証紙(退職金ポイント)の購入に努めること。

第 2 章 材 料

第 15 条 (工法選定)

本工事で採用する管きょ更生工法は、自立管の反転・形成工法とする。

受注者は、選定する工法を施工計画書等で選定理由とともに明記し、提出すること。

なお、工法選定にあたっては、設計図書で定める設計条件に対し、「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン(日本下水道協会)」に示す検討項目を満足するものとする。

第 16 条 (使用材料)

使用材料の不良品を排除するため、下記の事項を遵守すること。

- (1) ~~一人孔鉄蓋は「市原市下水道用鋳鉄製マンホールふた仕様書」に基づき使用する。~~
~~一般的な使用区分は下記のとおりとする。~~

①私道・歩道・道路幅4.0m未満の市道： T=14t

②上記以外の市道・県道・国道： T=25t

~~※ただし、カラー鉄蓋を使用する場合は別途に示す。~~

- (2) 工場検査については、必要に応じ監督職員と協議し実施する。

- (3) 現場搬入材料は現場代理人が責任をもって検収する。ただし、下記搬入材料は監督職員の材料検収を受けるものとする。材料検査に合格したものであっても、使用時になって損傷または変質したときは、新品と取替え再び検査を受けなければならない。

指定材料の品質確認一覧

区分	確認材料名	摘要
鋼材	構造用圧延鋼材	
	プレストレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	JIS製品以外
	混和材料	JIS製品以外
セメント・コンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS製品以外
塗料	塗料一般	
その他	レディーミクストコンクリート	JIS製品以外
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く
	場所内ぐい用レディーミクストコンクリート	JIS製品以外
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	塩化ビニル製品	JIS製品以外
	鉄筋コンクリート製品	JIS製品以外
	現場発成品	

(4) 千葉県型コンクリート二次製品を使用する場合は、原則として普通エコセメント使用のものとする。

第 17 条（埋戻材）

購入土の場合 購入土については、下記表の項目の確認のため品質証明書を提出すること。

埋戻材料の品質規定

埋戻材名	規定項目	試験方法	試験頻度	規定値
良質土	最大粒径	JIS-A-1204	同一土質について3個以上	40mm以下
	75 μ mふるい通過重量百分率			25%以下
	C B R	JIS-A-1211		6%以上

(注)

(1)埋戻材料は、建設廃材、有機材、ゴミ、その他有害物を含んではならない。

第 3 章 施 工

第 18 条（施工方法）

施工方法については、下記のとおりとする。

施 工 方 法	施 工 区 間
管更生工法	No.2-5,3001-1-2,2052-3,4007-2-1,2016-1,2017-2-2,2025-3-2,2005-1,2015-3-2,103-2-2,103-2-1,103-3-2,1011-1,1013-1,1015-1,2061-1,2065-1,2017-1-3,2053-1-3,404-2,161-3
布設替工法	2017-1-2
部分布設替工法	2017-1-3,2065-1,2053-1-3,404-2

- (1) 上記により難い場合は監督職員と協議すること。
- (2) 即日路盤復旧とし、1日に施工(舗装版取壊・掘削・管布設・埋戻・舗装工等)できる延長を現場状況を検討し決定すること。

第 19 条 (試掘工)

受注者は、事前に地下埋設物(水道・ガス・NTT・東電等)の調査を行い、下水道管及び人孔・躯体・立坑等が他の地下埋設物と交差または輻輳する箇所については、監督職員と協議のうえ、必要に応じて試掘を行うものとする。

なお、試掘にあたっては、監督職員と協議を行うこととし、監督職員が必要と判断した箇所については、設計変更の対象とする。

第 20 条 (掘削工)

掘削の着工前に近隣住民に周知するとともに、掘削機械により周辺工作物・植栽等に損傷を与えないように注意すること。

- 2 床付け面は人力基面整正掘削とし、床付け面を乱さないように十分留意して行うこと。
また、掘削土については速やかに仮置場へ運搬するか、残土処分するものとし掘削現場に放置しないこと。

第 21 条 (埋戻工)

埋戻にあたっては、人力及びタンパで20cm間隔で最適含水比に近い状態で締め固めを行なうものとする。特に、山留撤去部や管廻り低部については人力にて十分な突固めを行うほか、必要に応じて水締め等を行い沈下の無い様に施工すること。

第 22 条 (土留工)

土留工については、現場条件を把握し、使用部材の安全性や構造等の検討を行うこと。また、工事中において車両交通に影響が少ない工法を選定すること。

なお、参考工法として土留め工法を図示する。

- 2 土留工の必要のない箇所(掘削深H=1.5m未満)についても、現場条件を把握し、安全性を検討の上、施工すること。

第 23 条 (立坑工)

~~立坑工については、設計図面のとおりとするが、受注者が選定した推進機種により、仕様に示した方法・寸法により難い場合は、施工図、仮設安定計算書等の各種資料を提出した上で発注者の承諾を得るものとする。ただし、立坑径については指定寸法とする。~~

第 24 条 (補助工)

- ~~補助工については、ウェルポイント工法を標準とする。また、これに伴い必要となる仮設電源については、商用電源とする。なお、それにより難い場合は監督職員と協議すること。~~

- 2 ~~ウェルポイントの運転管理は下記のとおり実施すること。~~
- ① ~~揚水量の測定…揚水作業中1日1回~~
~~…異常な徴候を感じたら1日2回~~
 - ② ~~水位観測井…揚水開始から地下水位が落ち着くまで1日5～7回(1～2時間毎)~~
~~…地下水位低下後、水位が落ち着いたら1日に1回以上~~
 - ③ ~~地盤沈下測定…揚水作業中1日1回~~
~~…異常な徴候を感じたら1日2回~~
- ④ ~~①～③の内容を運転日報に反映し、発注者に提出すること。なお、測定等の方法、運転日報については施工計画書に明記することとする。~~

第 25 条 (人孔築造工)

将来の流入計画があるものについては、計画にあわせてインバートを打設すること。

第 26 条 (公共汚水柵設置工)

- ~~公共柵の設置については、土地所有者より設置位置を確認し、公共柵設置申込書にて承諾を得てから設置する。なお、設置にあたっては「市原市公共ます設置基準」に基づき設置すること。~~
- ~~また、土地所有者等、権利者の個人情報の扱いについては、次のとおりとする。~~
 - ① ~~受注者は、個人情報の保管および管理について、漏えい、き損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。~~
 - ② ~~業務目的以外の目的に個人情報を利用してはならない。~~
 - ③ ~~個人情報を第三者に提供し、または譲渡してはならない。~~
 - ④ ~~受注者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えいまたは破損する等、発注者または第三者に損害を与えたときは、賠償義務を負うものとする。~~
- 2 ~~柵の深さについては90cm以上確保すること。これにより難しい場合は監督員と協議を行うこと。~~
- ~~なお、公共柵設置にともなう取付管の最低土被りについては、次のとおりとする。~~
 - ① ~~取付管を歩道内に埋設する場合：H=0.50m以上~~
 - ② ~~取付管を車道内に埋設する場合：H=0.60m以上~~

第 27 条 (コンクリート工)

- 1 ~~レディーミクストコンクリート~~
~~コンクリートはレディーミクストコンクリートを原則とし、下記表の仕様によるものとする。~~

用 途	骨材の最大寸法	スランプ	呼び強度	セメントの種類
巻コンクリート工	25(20)mm	8cm	18kgf/cm ² (N/mm ²)	高炉セメントB種
コンクリート舗装	25(20)mm	8cm	18kgf/cm ² (N/mm ²)	高炉セメントB種

~~※ ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議すること。~~

- 2 モルタル
- インバート部に使用するモルタル(1:2)のセメント種類は、高炉セメントB種とする。
また、人孔鉄蓋部のモルタル充填は、無収縮の流動性モルタルを使用すること。

第 28 条（舗装工）

アスファルト表・基層材料及び上・下層路盤材の施工および品質規格については「舗装施工便覧」を基準とする。

なお、これにより難しい場合は監督職員と協議すること。

~~—また、工事請負契約書第14条第2項並びに土木共通仕様書第1-1-21の指定された立会施工、検査項目は以下とする。~~

- (1) 既設構造物・計画丁張りからの下がりによる高さの確認（施工計画書提出時に、測量結果を反映した測点毎の施工図を提出すること。）
 - (2) 合材初期締固め温度の測定。
 - (3) 現場検査用コア採取は、~~500m²に1個の割とする。~~
- ~~—なお、品質管理は、採取したコアを利用できるものとする。~~

第 4 章 そ の 他

第 29 条（地下埋設物・架空線等）

受注者は、地下埋設物等の占用物件等の状況を十分調査し、その位置及び内容を確認し、移設または使用する必要のある時は、監督職員と協議し、所定の手続きをしなければならない。また、他占用物・架空線等の近接施工の際は、受注者において防護し損傷の無いよう管理すること。

なお、試掘にあたっては、監督職員と協議を行うこととし、監督職員が必要と判断した箇所については、設計変更の対象とする。

第 30 条（管体の確認）

- 1 検査実施時に目視検査にて漏水が確認された場合、ただちに受注者の責任において補修すること。
- 2 契約書第45条による、契約不適合責任(2年)期間内において、漏水が確認された場合、受注者の責任において補修する。

第 31 条（基礎地盤の確認）

基礎地盤については、設計上の土質と異なることがあるので、掘削後の床付状況について、監督員の確認もしくは了解を得た後に施工すること。

第 32 条（発生土仮置場並びに資材置場の借地）

埋戻土仮置き場については、市原市青葉台1丁目-2地先の公園用地内とする。他工事でも使用する予定であるため、工事間で充分調整すること。

仮置場、資材置場や沿道住民の仮設駐車場等については、受注者の責任において地権者と交渉し、借地するものとする。なお、事前に監督職員と協議すること。

第 33 条（建物工作物の事前事後調査）

~~—沿道工作物・家屋の工事前後の建物調査がある場合は、別添特記仕様書に基づき工事着手前に速やかに実施すること。~~

第 34 条（境界関係）

官民境界を工事着手前に確認するとともに、境界杭・境界鈹等の境界を示すものを工事で損傷しないよう十分注意すること。なお、工事により撤去・復旧の必要なものについては、監督職員に報告すること。

- 2 工事により境界杭等を破損した場合は、受注者が責任をもって復元すること。

第 35 条（排水処理）

工事施工にあつたては、雨水及び工事排水を供用されている污水管渠に流入させないこと。水替工にあたつては、仮設ポンプにより污水の水替え(作業時排水)を行い施工すること。また、新設管と既存管を仮接続し、即日開放できるような施工とすること。

第 36 条（対外折衝）

受注者は、現場組織中に対外折衝を担当する渉外責任者を選定し、工事中関係官公署・付近住民者と交渉を必要とするとき、又は交渉を受けた時は誠意をもって解決をはかり、その経緯について記録し遅滞なく報告しなければならない。
なお、この内容が工事の進捗や設計変更等に重大な影響がある場合は、直ちに監督職員に報告し、その指示に従って解決しなければならない。

第 37 条（第三者の被害の補償）

- 1 契約書29条に定める第三者の被害の補償について、受注者の工事施工上の不手際による被害(例:建込簡易土留の接続不良等…)は、すべて受注者の負担とする。又輕易な一般補償、工事中の応急措置、クローラーによる道路施設等の損傷並びに設計上の影響幅を越える部分の道路損傷復旧費についても、すべて受注者の負担とする。
- 2 家屋、その他の工作物に与えた損害が日常生活や営業等に著しく支障をきたす場合は、監督職員の指示により応急処置を講ずること。

第 38 条（電子納品）

- 1 本工事は電子納品対象工事とし、「市原市電子納品に関する手引き」により納品するものとする。
- 2 電子納品のレベルは1とし、電子納品の対象書類は、次のとおりとする。
 - ①発注図書、工事数量総括表、特記仕様書
 - ②測定結果一表
 - ③完成図面
 - ④工事写真(参考図含む)
- 3 電子納品時に紙での提出も必要と思われる場合は、別途協議をする。
- 4 電子化に必要な環境については、十分理解をして作業をすること。なお、電子納品作成支援ソフト、チェックソフトは必ず使用すること。

第 39 条（段階確認）

- 1 受注者は、仕様書に定める確認時期において、段階確認を受けなければならない。確認項目については、共通仕様書、書類作成マニュアル等を参考にして、施工計画書で提示すること。
- 2 受注者は、事前に段階確認に係る時期の通知、立合依頼等を書面により監督職員に

- 提出しなければならない。
- また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員が押印し、確認した箇所に係る書面を、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。
 - 4 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
 - 5 段階確認は臨場が原則であるが、やむを得ず監督職員等の臨場確認が得られない場合は、受注者は施工管理記録、写真等の資料を整理、提出し、机上確認を受けることができる。

段階確認一覧表

(1)開削工事

工種	確認時期	確認頻度	確認項目
管路土工	掘削完了時	各工区	基礎地盤の状況
管渠布設工	管据付完了時		中心線・管底高

第 40 条（立会施工・検査項目）

受注者は、施工計画作成段階で立会工種、確認項目、確認頻度について監督員と協議を行うこと。（前処理工における確認方法及び確認時期等について）

第 41 条（総合評価落札方式における技術提案等の履行確認 ）

受注者は、入札時に提出した簡易な施工計画の各項目や品質等に係る技術提案等（以下、「技術提案等」という。）の履行方法、履行時期等を施工計画書に記載するものとする。

また、入札時に提出した配置予定技術者及び実績等届出書(工事・総合評価用)に記載した技術者と同一の者が本工事に配置されているか及びその能力について、現場代理人及び主任技術者等届及び監督職員の現場立会により確認するものとする。

さらに、本工事に配置する現場代理人又は技術者が、若手技術者（40歳未満）、若しくは女性技術者を配置することによる評価の対象者であるときは、「市原市総合評価落札方式実施に関する事務処理指針」（以下「指針」という。）に定める別記様式第11号「若手技術者又は女性技術者の配置」に記載した

受注者は、技術提案等の履行時に監督職員の立会・確認を求め、監督職員は現場を確認・評価するものとする。

現場代理人又は技術者と同一の者かについて、現場代理人及び主任技術者等届により確認する。

受注者は、技術提案等の履行時に指針に定める様式第7号及び様式第7号の2に提案事項等を記入した上で、監督職員の立会・確認を求め、監督職員は、現場を確認・評価するものとする。

なお、技術提案等の履行状況ならびに監督職員による履行状況の確認は、写真撮影を原則とし、工事写真に含めるものとする。また、技術提案等が出来形や品質管理に関連する場合は、完成書類において技術提案等の履行が明確になるよう整理するものとする。

第 42 条（低入札価格調査制度調査対象工事に係る監理体制等）

(1)施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

- ① 低入札価格調査基準額を下回る価格で落札した工事においては、受注者は工事執行担当課長の求めに応じて、「市原市建設工事適正化指導要綱(以下「要綱」という。)」で規定する下請負契約の請負代金の額に応じ、要綱第11条に規定する施工体制台帳又は、要綱第13条に規定する下請業者選定通知書を工事執行担当課長に提出しなければならない。また、要綱第13条に該当する下請業者選定通知書を提出する場合においては、下請契約書の写しに建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の写しを添付しなければならない。
- ② ①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを工事執行担当課長から求められたときには、受注者の代表取締役、支店長、営業所長等は応じなければならない。
- ③ ②のヒアリングを実施したときは、ヒアリング内容を工事打合簿により提出しなければならない。

(2)施工計画書の内容のヒアリング

- ① 低入札価格調査基準額を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを工事執行担当課長から求められたときは、受注者の代表取締役、支店長、営業所長等は応じなければならない。
- ② ①のヒアリングを実施したときは、ヒアリング内容を工事打合簿により提出しなければならない。

第 43 条（ワンデーレスポンス対象工事）

当工事は千葉県土木共通仕様書を適用しワンデーレスポンスを実施する。
ただし、同仕様書の「その日のうち(24時間以内)」は「受付した翌開庁日の17時まで」に読み替えて運用する。

第 44 条（ 設計変更 ）

本工事の設計変更および工事の一時中止については、建設工事請負契約書及び土木工事共通仕様書ならびに本特記仕様書によるが、具体的な手続き等については、「土木工事請負契約に係る設計変更等ガイドライン」(市原市)および「工事請負契約における工事一時中止に係るガイドライン」(市原市)によることとする。

第 45 条（ 1日未満で完了する作業の積算 ）

- (1)「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、積算基準(千葉県)によるものとする。
- (2)1日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。
- (3)受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議を行うことができるものとする。
- (4)同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5)受注者は(3)の協議を行うに当っては当該作業完了後速やかに、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (6)災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」

- を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- (7) 施工箇所が点在する工事は、当該発注工事の総数量で判断する。ただし、現場条件等※により、これによりがたい場合は協議するものとする。
- ※ 現場条件等とは、工事箇所が1kmを超えて点在するなど、発注工事の総数量を分割して施工することが適当で、施工条件により日を分けて施工する必要のある工事などのことをいう。

第 46 条（建設工事保険等）

受注者は工事目的物及び工事材料等を建設工事保険等（これに準ずるものを含む）に付さなければならない。加入期間は原則として工事着工から工事完成期日後の14日の期間とする。保険契約を締結したときは、直ちにその証券またはこれに代わるものの写しを監督職員に提出すること

第 47 条（ 休日作業等 ）

受注者は当仕様書に施工時間等が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、やむを得ず作業を行うにあたっては、1週間前までにその理由と作業内容、周辺住民への周知状況等を監督職員に書面により提出すること。

ただし、土曜日に作業を行う場合は、工事着手前にその旨を施工計画書に明記し、また、それを反映した実施工程表を作成すること。

第 48 条（ 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事 ）

- 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象工事とする。
- 2 受注者は、契約後速やかに、本試行の適用について、監督職員と協議すること。
- 3 工事の施工にあたっては、「市原市熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」（市原市ホームページに記載）に基づき行うこと。

第 49 条（法定外の労災保険の付保）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第 50 条（市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン）

市原市が発注する建設工事における受注者の提出書類等の取扱いは各種提出書類の様式を定める法規、法令、規則、規程、要綱、要領等の他「市原市建設工事関連書類の取扱ガイドライン」に準ずることとする。書類事務に情報通信技術(ICT)の利用を希望する場合は、「市原市建設工事電子メール活用実施要領」や「市原市建設工事情報共有システム試行要領」に基づき監督職員と協議すること。

第 51 条（週休2日制適用工事）

- 1 本工事は、市原市建設工事週休2日制工事実施要領に基づく「現場閉所による週休2日工事(月単位の週休2日)」であり、これに相当する経費補正を行い、予定価格を設定している。
- 2 受注者が工事着手前に完全週休2日を希望した上で、要領に基づく「現場閉所による週休2日工事(完全週休2日)」を実施し、完全週休2日の水準に達成した場合は、こ

れに相当する経費補正に変更することとする。

2 対象期間について、夏期休暇として3日間、年末年始休暇として6日間を除くものとするが受注者は工期内の適切な時期に、この日数以上の休日（現場閉所）の確保に努めること。

第 52 条（工事期間）

当工事の工事期間は155日間とする。
工事期間のうち、準備期間として30日間、作業期間として55日間、休日（不稼働日）期間として50日間、後片付け期間として20日間を想定している。
※休日（不稼働日）は雨天、休日（土曜・日曜・祝日・年末年始・夏季休暇）等をいう。
※当該条項は発注段階での工事期間の見込みを示すものであり工事期間変更時に記載の変更は行わないものとする。（契約後の工事期間は契約書による）

第 53 条（中間検査の対象工事）

~~本工事は、市原市建設工事検査規定第4条に規定する中間検査を実施する。~~
~~中間検査は、指定した区間の出来形確認を行うが、給付の対象とはしない。~~

第 54 条（中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下、「調達検討資材」)の調達に必要な経費(以下、「別途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。
2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

第 55 条（ 施工条件の明示 ）

	明 示 事 項
工 程 関 係	第5条2による。
用 地 関 係	第33条による。
公 害 対 策 関 係	第7条による。 市原市生活環境保全条例を遵守し、特定建設作業実施届出書を提出すること。
安 全 対 策 関 係	第6条による。 作業時間帯及び休日・夜間等の安全対策は、十分注意すること。 本工事区間の交通誘導及び施工に関しては、十分な安全確保に留意し、次のとおりとする。 なお、本工事は片側交互通行を想定している。 ・管渠更生工:3人以上(交代要員含) ・布設替え工:3人以上(交代要員含) ・10工区:5人以上(交代要員含) また、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。 工事箇所は、住宅が密集している為、出入り口の確保について十分考慮し近隣に迷惑が掛からないように、最大限努力すること。 ・工事箇所が通学路となる場合は、児童の安全確保に努め、歩行者の通行帯への安全対策を十分に図ること。
工 事 用 道 路 関 係	仮復旧部解放において、段差すりつけ等十分な管理を日々行うこと。擦り付け段差等が生じた場合の苦情、損害については受注で対応すること。 他の交通の支障とならないよう調整すること。
仮 設 備 関 係	仮設備の設置にあたっては、近隣住民や交通の支障とならない場所に設置すると共に、十分な安全対策を講じること。

建設副産物関係	・第13条による。 ・舗装版切断時に発生する汚泥及び廃アルカリの混合物については、バキューム等で密閉可能な容器に全量をもれなく回収し、汚泥以外の不純物(ガラ、金属片等)は除去のうえ、汚泥処理施設に搬入すること。なお、現場及び仮置場等での脱水は行なわないこと。
工事支障物関係	・現場着手前に、支障物の有無を確認してから着手すること。支障物があった場合は、速やかに監督職員に報告し、関係企業と埋設位置の確認等の協議を行い、十分注意して施工すること。 ・受注者の責任において、必要に応じて架空線を防護すること。
排水工関係	第35条による。
その他	・施工箇所の段差擦り付けを行い、日々管理すること。 ・工事目的物を速やかに完成させるため、工事区域内の住民への協力を得られるよう十分な説明を行うこと。(現場着手の1週間前には行うこと) ・問題が発生した場合は、速やかに監督職員に報告すること。 ・アスコン廃材処理運搬におけるダンプトラックの差し枠及び過積載については厳禁とし、マニフェストによる適正管理を行うものとする。 ・既設舗装版との段差が生じた場合には、十分なすり付けを行い夜間は照明を設置すること。 ・必要に応じ工事着手に先立ち、既設舗装版(仮復旧部および一般部)のコア採取を実施し、舗装版の厚さを確認し監督職員に報告する。 ・縦横断勾配は、既設地盤高及び既設構造物等との調整を図り、機能的に支障を来さぬように施工し、マンホール、消火栓、仕切弁等の露出構造物は、あらかじめ計画路面に合わせて高さを調整すること。 ・マンホール、汚水桝の蓋を開けたまま離れないこと。 ・本工事区間に近接して污水管渠布設替工事を契約予定(令和8年8月上旬契約予定)であるため、相互の連絡調整等を密にして行うこと。(特に調整を要する事項) ・沿道住民及び商業施設の出入り口

第 56 条（更生工法特記事項）

【第1節】総則

1 適用範囲

- ① 本特記仕様書の記述が各仕様書と重複、あるいは異なる場合は、本特記事項を優先する。
- ② 設計図に記載された事項は、本特記に優先する。

2 適用方法

本工事で適用できる工法は、原則として公的機関において技術審査または技術証明（例：（公財）日本下水道新技術機構の建設技術証明を得た工法等）を得て、本市に提出し、受理された工法であり、構築方法に関わらず「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン2017年版」で示す「要求性能」に適合する工法とする。

3 技術者の配置

主任技術者及び監理技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。
管きょ更生工事を確実に履行するため、管きょ更生工事の施工管理に関する資格を有する者（※1）や十分な施工実績を持つ技術者を優先的に配置する。

※1〔管渠更生工事の施工に関する資格の例〕

- ・下水道管路更生管理技士
- ・下水道管路管理専門技士
- ・下水道管きょ更生施工管理技士
- ・採用する工法の技術研修修了者等

また、品質確保の観点から、管きょ更生工法や取付管口穿孔の施工にあたっては、当該施工に関する実技研修を伴う技能講習を修了した有資格者等の施工を熟知した技術者（※2）を選任するものとする。

ただし、取付管口穿孔の施工については、有資格者（※3）もしくは、十分な実務経験と採用する工法の協会等が技術者育成のために開催している研修を修了している者とする。

※2〔施工を熟知した技術者の例〕

- ・管路更生専門技士
（各工法協会（日本下水道技術機構の建設技術審査証明取得の工法））

※3〔取付管口穿孔の有資格者の例〕

- ・取付管口穿孔技士（日本管路更生工法品質確保協会）

【第2節】材料

1 一般事項

受注者は、工法を検討・選定後、使用する更生材料について監督職員に提示すること。

更生材料は、適正な品質管理のもとで製造されたことを証明する「品質証明書」並びに、設計条件、計算手法、計算過程および計算結果を明確にした「材料厚設計計算書」を添付し、監督職員に提出し、承認をうけること。

2 材料の取扱い等

受注者は、反転形成工法で使用する更生材等を運搬・搬入・保管する際には、高温になったり、紫外線に当たる等が無いように保冷・遮光措置等を講じなければならない。

また、スチレン系等の有機溶剤が含まれる材料を使用する場合、取扱いには十分注意し、関係法令を遵守すること。

なお、工法ごとに特性が異なることから、選定した工法の特性に十分考慮し、更生材を管理しなければならない。

【第3節】施工等

1 事前確認・事前処理

受注者は、更生工事に先立ち、下記の調査のうち該当工事に必要な調査を実施して、その結果を監督職員に提出すること。

- ① 更生箇所の詳細調査(TVカメラ調査)
- ② 調査結果一覧表等

上記の調査に関する詳細について、監督職員と協議するとともに、設計委託時に実施したTVカメラ調査結果(DVD、写真並びに調査報告書)資料については、監督職員より貸与する。

また、上記の調査により不明な取付箇所があった場合は、接続箇所を調査して監督職員と協議する。

既設管渠内調査の結果、事前処理工の必要がある場合には、監督職員と協議し、更生工事に支障のないように除去しなければならない。

そのため、その数量が設計数量と変更があった場合には速やかに監督職員と協議するものとする。

2 更生工

- 1) 更生材料の管渠への挿入は、管壁・材料に損傷のないように十分に注意して行うこと。
- 2) 更生材料の位置移動・ずれ・沈下等の防止を講じるとともに、適切な形状寸法が取れるよう施工すること。
- 3) 管口の切断は、仕上げを考慮した位置で切断するとともに、管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン等を参考に管口仕上げ材で、擦り付け仕上げを必ず実施すること。
- 4) 施工中の浸入水については、更生工に障害が生じないように必要に応じて適正に処理すること。
- 5) 更生完了後において、写真等により監督職員の確認を受けること。

3 その他事項

- 1) マンホール、管口等の既存下水道施設に損傷を与えないよう必要な措置を講じること。
万一、損傷を与えた場合には、速やかに監督職員に報告し、協議の上で誠意をもって対応すること。
- 2) 道路、その他周辺施設に土砂等で汚染または破損しないよう、必要な措置を講じること。
万一、損傷を与えた場合には、速やかに監督職員に報告し、協議の上で誠意をもって対応すること。
- 3) その他、特に定めのない事項であっても、不具合が生じた場合には速やかに監督職員に報告し、対応を図ること。

【第4節】設計条件、施工条件等の明示

1 基本条件

- 1) 更生工法の施工条件は、図面及び数量計算書のとおりとする。
- 2) 所要強度は「自立管」によって確保する。
- 3) 管端部処理は、両端とも処理を行う。
- 4) 準拠基準(各種計算)は、「管きょ更生工法における設計・施工ガイドライン—2017—(社)日本下水道協会」に準ずる。

2 構造計算及び耐震計算条件

- 1) 自立管とする。
- 2) 土質条件は以下のとおりとする。

単位体積重量	:18kN/m ³
土の内部摩擦角	:30°
粘着力	:0kN/m ²
- 3) 土圧公式は、「周辺の地盤が乱されない場合」とし、仮想掘削幅は、「管更生外径(既設管内径)」とする。
- 4) 活荷重は全線自動車荷重を考慮し、「T-25」荷重とする。
- 5) 地下水は考慮しない。

3 耐震計算条件

耐震計算は、周辺ボーリングデータより、「No.3F-9」とする。
耐震レベルは、「レベル1」、「レベル1及びレベル2」とする。